厚生年金保険法別表各号	となる標準報酬月額	となる標準報酬の月額
	第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項	同項及び平成九年経過措置政令第二十三条第九項の規定により読み替えられた平成十二年国共済改正法附則第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第十三条の九
	当該旧国家公務員共済組合員期間	当該旧適用法人施行日前期間
	標準報酬月額に、	標準報酬の月額に、
	被保険者	旧適用法人共済組合の組合員

第二十六条第一項の表地方公務員等共済組合法第八十一条第五項（同法附則第二十条の二第四項、第二十条の三第三項及び第六項、第二十五条の二第四項、第二十五条の三第四項及び第七項、第二十五条の四第四項及び第七項並びに第二十六条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）の項を削り、同表地方公務員等共済組合法第九十九条の六第二項の項中「地方公務員等共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に、「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に、「移換給付」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付」に改め、同表私立学校教職員共済法第二十五条の項中「私立学校教職員共済法第二十五条」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条」に改め、「（第十一章を除く。以下この条、次条、第七十九条第三項及び第百十四条の二において同じ。）」を削り、「とする年金である給付」の下に「及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）」を加え、「管掌者」を「実施者」に改め、同表地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二十九条第五項の項中「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に、「管掌者」を「実施者」に改め、同表私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国共済改正法附則第十一条第二項第一号の項中「管掌者」を「実施者」に改め、同表に次のように加える。

厚生年金保険法施行令第三条の六第一項	法第四十六条第一項
厚生年金保険法施行令第三条の六第二項	法第四十六条第一項

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。次項において「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。次項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた法第四十六条第一項

平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた法第四十六条第一項

厚生年金保険法施行令第三条の七	法第四十六条第六項
	法第五十四条第三項
改定率改定政令第四条第一項	厚生年金保険法第四十三条第一項
	同法別表
改定率改定政令第四条第三項	厚生年金保険法附則第十七条の四第三項から第七項まで
改定率改定政令第五条第一項	厚生年金保険法第四十六条第一項
	同条第三項
改定率改定政令第五条第二項	厚生年金保険法附則第十一条第一項各号
	同条第三項

厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下この条において「平成九年経過措置政令」という。）第二十六条第一項

平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた法第五十四条第三項

厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第二十三条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十二条の二

平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法別表

平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十三条第一項

同法別表

平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十七条の四第三項から第七項まで

平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十七条の四第五項

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。次項において「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。次項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた法第四十六条第一項

平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた法第四十六条第一項

平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第三項

平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法附則第十一条第三項